



# 栃木県公報

平成27年  
3月24日(火)  
号外  
第16号

## 目次

### 告示

○公の施設に係る指定管理者の指定..... 1

## 告示

### 栃木県告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したので、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第8条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福田 富一

施設の名称	指定管理者の名称及びその代表者又は管理人の氏名	指定管理者の住所	指定期間	所管課
栃木県産業会館	一般社団法人栃木県産業会館 会長 北村 光弘	宇都宮市中央三丁目1番4号	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで	産業労働観光部 産業政策課
栃木県総合運動公園	公益財団法人栃木県民公園福祉協会 理事長 我妻 貞雄	宇都宮市西川田四丁目1番1号	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	県土整備部 都市整備課
県営住宅（佐野・足利地区）	とちぎ県南不動産業協同組合 理事長 武井 邦夫	足利市通三丁目2589番地	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで	県土整備部 住宅課
県営住宅（大田原地区）	県営住宅管理業務受託共同企業体 代表者 とちぎ県北不動産業協同組合 理事長 青木 健治	那須塩原市末広町53番地	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで	県土整備部 住宅課

(行政改革推進室)